

中東知的財産ニュースレター Vol.31

サウジアラビア：商標登録する前に

サウジアラビアは、ヨーロッパ、アジア、およびアフリカが交わる地点にあり、世界の貿易ルートや国境を越えたビジネスの拡大の観点から、戦略的にも経済的にも重要な地理的場所を占めている。また、世界最大の石油輸出国であるとともに、確固たる経済多様化プログラムに熱心に取り組んでいることから、サウジアラビアは、国際的なブランドの所有者にとっては考慮すべき大切な市場であると言える。

サウジアラビアの人口は **3,340** 万人で、アラビア半島中央の主要な都市圏に集中している。サウジアラビアは、経済を多様化する目的で、民間部門の成長を奨励している。サウジの購買力平価 GDP は **1.775** 兆米ドルで、1 人当たり購買力平価 GDP は **54,500** 米ドルである。また産業部門別の購買力平価 GDP 構成比は、農業が **2.6%**、工業が **44.2%**、サービス業が **53.2%** である。

サウジアラビアは、知的財産（特に商標）を守るための継続的な取り組みの一環として、湾岸協力会議（GCC）商標法を導入した。GCC 商標法は、商標権の審査とエンフォースメントに関連し、GCC 加盟国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）すべてに一律で適用される一連の規則を定めている。特筆すべき点は、GCC 商標法ではヨーロッパにおける商標登録と似たような一元的な登録制度は採用しておらず、各 GCC 加盟国の商標庁（TMO）が引き続き受理官庁として機能するという点である。したがって、サウジアラビアの TMO は、サウジアラビアで行われるすべての商標登録出願を受理する責任を負う。

以下の記事では、サウジアラビアで商標を登録する前にブランド所有者が考慮しなければならない重要な検討事項について取り上げる。

分類

サウジアラビアへの事業拡大を検討する場合に念頭に置くべき重要な点は、先願主義の国であるということである。すなわち、ゆくゆくはサウジアラビア市場に参入したいと計画している者は、第三者がサウジアラビアで同じ商標を出願しようとするよりも前に、自ら商標を出願することを考慮すべきである。

サウジアラビアは、ニース国際分類の第 10 版を採用している。商標出願用のオンラインポータルには、ニース分類の下で定められている商品やサービスが記載されている。しかし、禁止されている商品やサービスについて商標出願が行われないようにするために、TMO は、これらの商品やサービスの情報をあらかじめオンラインポータルから削除している。禁止されている商品やサービスには、例えば、宗教的な意味合いがある商

品やサービス（クリスマスツリーなど）、シャリーア法の下で禁止されているもの（バー、ダンスクラブなど）、またアルコールや豚肉に関連する商品やサービスが含まれる。

審査

TMO は、絶対的および相対的拒絶理由の両方に基づいて出願を審査する。GCC 商標法 12 条では、すでに登録されている商標権との混同を回避する方法で商標を特定し明確化するか、または、他の何らかの理由のために、条件または修正を TMO が課すこととしている。TMO は、次の場合に出願を補正する機会を 1 回認めている。(1) 抵触する標章が見つかった場合、(2) 当該出願が記述的または一般的と見なされた場合、(3) GCC 商標法第 3 条に規定される排他リストに基づいて登録できないと考えられる場合、または (4) 特定の記述用語について免責の文言を付すべきという条件が付いた場合。

出願人は必要な補正によって応答することができ、TMO はこれを許可または拒絶する判断を行う。所定の期間内に応答がなされなかった場合は、商標が拒絶される場合がある。通常、TMO は同意書や共存契約の使用を認めていない。法に規定された手続きではないが、登録官から何らかの異議が出された場合は、これに対処するため、出願人またはその法定代理人は TMO を訪問する選択肢がある。

商標が許可された場合、通常は許可された日と同じ日に、オンラインで公報が公表される。

商標への異議申し立て

オンライン公報の発行が認められると、通常、同日から、利害関係のある第三者は、根拠を添えて異議を申し立てることができる。GCC 商標法は、60 日間を異議申立期間として定めている。サウジアラビアでは、異議申立期間の延長を申請することはできない。

異議申立から 30 日以内に、TMO は異議申立のコピーを出願人に提供し、60 日以内に書面による答弁書を求める。出願人または異議申立人のどちらか一方の要求及び公的手数料の納付に基づいて聴聞が行われることがある。委員会の決定については、決定の通知から 30 日以内に、決定に不服のある者が、苦情処理委員会に取り消しを求めることができる。苦情処理委員会の決定は、控訴裁判所へ取り消しを求めることができる。先行商標権登録や先行出願に基づいて異議を申し立てることができる。さらに、登録されていないが、サウジアラビアで周知商標に基づいて異議を申し立てることができる。登録商標権または商標出願とのコンフリクトだけでなく、ある標章の登録を禁止するためのいかなる条項に基づいても異議を申し立てることができる。

前述の通り、サウジアラビアは先願主義の国であるため、異議を申し立てる側の当事者は、異議の根拠となる登録商標が過去に使用されていた証拠を相手方が提供するよう要望することができない。商標の使用に異議を唱えるためには、別途、不使用取消審判を請求しなければならない。なお、異議申し立ての手続きは、係属中の取消手続きの判断を待つために中断されることはなく、逆もまた同様である。

サウジアラビアにおいて、商標を登録していない場合でも、前述したとおり、周知商標に基づき異議を申し立てることができる。周知商標か否かは、通常、周知商標の保護に関する国際基準や国内基準に従って決定される。国際基準の例としては、パリ条約第6条の2の規定が挙げられる。どのような証拠でも受理されるが、次の要因を含む証拠の全体を考慮した上で判断が行われる。(1) 販売の期間と地理的範囲、(2) 売上実績、(3) 広告実績や広告サンプル、(4) 受賞歴、評価、報道、(5) 国内の関連する業界・消費者団体内における標章の評判、および(6) ブランド名の認知度を評価できるように設計された調査や専門家による証言。

異議申し立ての根拠として次のものも認められる。絶対的拒絶理由、不誠実な行為による問題、パリ条約第6条の7で定められた権利（標章所有者の代理人またはその他の代表者の名義による登録）、パリ条約第8条で定められた権利（商号）、パリ条約第6条の3で定められた権利（国の紋章、公の記号や印章、および政府間国際機関の紋章に関する禁止事項）、公共政策や道徳的原則に対する侵害。上記のリストは、網羅的あるいは最終的なものと解釈されてはならない。

異議申し立ての手順と取り下げ

異議を申し立てる場合、商標出願人がサウジアラビアの法の下で商標を登録する権利がない、または商標を維持し続ける権利がない理由について、有効な根拠があるということ異議申立人は証明しなければならない。異議申し立ての根拠を記した文書には、根拠の簡潔な説明とともに、係属中の商標の登録によって異議申立人がどのような被害を受けるかについての記述も含める必要がある。異議の申し立ては、絶対的または相対的拒絶理由に基づき行うことができる。相対的拒絶理由の場合、異議申立人は、「当該商標は既存の登録商標と混同するほど類似している」または「当該商標は既存のコモン・ロー上の確立された権利と対立している」と述べなければならない。相対的拒絶理由に基づく異議を申し立てることができるのは、先に登録された権利の所有者のみである。

異議が申し立てられた場合、係属中の出願の所有者には異議に関する通知が送られ、答弁書の提出が求められる。万一、異議を申し立てられた出願の所有者が上記の対応を行わなかった場合は、出願が拒絶される。通常、抗弁においては、異議申し立て通知に対して複数回の単純な否認が行われ、抗弁を支えるための証拠を提出する必要はない。

異議申立の取り下げによって、異議手続きは終了し、TMO から公式の取り下げ通知が発行される。

商標の使用については、両当事者が和解の合意に達するのが一般的である。しかしながら、各当事者が提出した証拠に基づき（場合によっては口頭での審査も実施し）、TMO は、係属中の商標の登録に関する判断を行う。

保護期間

商標の保護期間は、10 ヒジラ年（約9年8カ月）である。登録者は、登録を維持したい場合は、期限切れとなる最終年の間に更新の手続きを行わなければならない。期限を過ぎた場合であっても、6 カ月間の猶予期間であれば、ペナルティとして追加料金を支払えば更新を実施できる。6 カ月間の猶予期間が過ぎた後は、商標の取り消しが宣言され、更新が不可能になる。ただし、期限切れとなった商標は、期限切れまたは取り消しから3年の間、いかなる第三者のためにも登録することはできない。

第三者からの不使用取消審判を回避するために、商標を使用することが求められる。5年連続にわたって不使用状態が続いた場合は、該当の登録商標は取消審判で取り消されやすくなる。

取り消し

サウジアラビアでは、商標を実際に使用しなくても登録することはできる。ただし、前述の通り、サウジアラビアで登録された商標は、特に5年間不使用状態が続いた場合、取り消されやすくなる。したがって、サウジアラビアでは、不使用取消審判の可能性を避けるために、商標を実際に使用することによって商標権を維持することが強く推奨される。

サウジアラビアでは、不使用取消審判の複雑な法的手続きに対処する以外にも、商標を国内で実際に適切に使用しているという実績を積むことが極めて重要になる。当該商標について、商標が付された商品を販売する（あるいは、必要に応じて、かかる商標の下でサービスを提供する）という形で直接使用しなければならない。その他の使用基準も考えられるが、サウジアラビアの関係当局によって明確に定義されているわけではない。GCC 商標法では、商品やサービス区別で商標を使用することが求められている。

不使用取消審判が認容された場合、サウジアラビアにおける商標登録は取り消される。しかし、不使用取消審判を利用する最も実理的な理由は、申立人自身の出願を妨げる商標登録を取り除くことである。取消手続きは、通常、請求者が商標登録者との間で共存契約を結びたいと考えている場合に有利な立場に立つために利用される。登録の取り消しという脅威に直面した商標登録者は、各商標の使用範囲を定義した契約を結ぶことに前向きになりやすくなる。

商標記号の表示

商標に™や®の記号を表示することは、サウジアラビアでは義務ではない。しかし、記号の適法な使用によって、所有者の権利（その商標が TMO に登録済みの商標または出願中の商標であるか否か）が公衆に示され、通知されるため、商標に™や®の記号を使用することが強く推奨される。

™記号は、その標章がサウジアラビアで使用されているが、まだ TMO で登録されていないことを示す。他方、®記号は、その標章がサウジの TMO で正式に登録されていることを示す。GCC 地域内の他の TMO で標章が登録されているか否かは無関係であるこ

とに注意する必要がある。®記号を不適法に使用すると、サウジアラビアでは不正な表示として扱われることがある。したがって、TMO で実際に登録されている商標に対してのみ®記号を使用することが推奨される。

™や®の記号を適法に使用すれば、サウジアラビアの第三者に対して抑止力を働かせられるかもしれないということも考慮に入れるべきである。これらの記号は、「商標の所有者は、標章のいかなる不正使用に対しても自らの権利を防衛し、法的措置を取るだろう」という旨のメッセージを発する警告として機能する。

もう一つ考慮すべき重要な点は、サウジアラビアでラテン語系の商標のアラビア語版を登録することのメリットである。所有者は、標章を保護しやすくなる、またサウジアラビアのアラビア語を話す消費者に対して訴求しやすくなるという明らかな利点のほかにも、標章のアラビア語への音訳とともに®記号を表示すれば適法な使用を保証できるというもう一つのメリットを享受することができる。

背景を説明すると、GCC 商標法は、サウジアラビアでの運用上も、異なる言語の標章間の対立を回避し、標章の音訳についても保護を提供するよう設計されている。GCC 商標法の登録要件には、外国語の使用に関する規定が含まれており、単語やフレーズの認定訳とアラビア語での発音方法を提示することが定められている（施行規則の第4条）。つまり、サウジアラビアでオリジナルのアラビア語の商標を登録しておけば、一般に、広く混乱や混同を生む可能性がある類似の音訳の登録を防ぐこともできる。以上を踏まえ、標章の最適な保護を確保するために、商標のアラビア語版を登録することが強く推奨される。また、これによってサウジアラビアにおける®記号の適法な使用も確実に実現できる。

商標のエンフォースメント

経済産業省商業詐欺対策部

サウジアラビアの最も有効なエンフォースメント機関は、経済産業省（Ministry of Economy and Industry）商業詐欺対策部（Anti-Commercial Fraud Department）である。商業詐欺対策部が適切に措置すれば、たいいていの場合、侵害者は不正品を押収・破壊され、罰金を科され、侵害を繰り返さないという誓約書に署名させられることになる。商業詐欺対策部への告発は迅速な結果が得られるほか、民事または刑事事件化を進めるよりも簡単で、しかも費用をかなり抑えられる。しかしながら、重要なポイントとして、商業詐欺対策部への告発は、商標登録証明書による裏付けがなければ、認められる可能性は低い（先願主義の原則のため）。

税関への登録

国境対策は、非常に効果的なアプローチであり、サウジアラビアにおける知的財産権の適切なエンフォースメント戦略を実現するために不可欠な手段である。登録商標の所有者は、税関当局に登録を申請することができる。申請には、当該国の政策によって定められている所定の情報を含めるとともに、商標登録証明書と委任状を添付する必要がある。

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)



る。その後、税関が登録通知を発行すると監視プログラムが始動し、模倣品の疑いがある貨物があれば商標所有者に通知が行くことになる。

最後に

GCC 商標法の導入に加えて、サウジアラビアでは知的財産の新たな当局が誕生し、サウジアラビアのイノベーションと発展の時代は転換点を迎えた。サウジアラビアはブランド所有者のために従来以上の保護を提供し、現地の法律環境も適切な方向へと成熟が進んでいるように見える。サウジアラビアはこのような取り組みを推進し続けていけば、間違いなく知識経済を刺激し、外国からさらなる投資を呼び込むことになるだろう。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 31

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2019年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。